



委託契約書

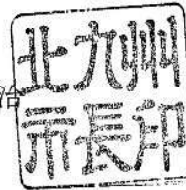
- 1 委託業務の名称 インターネット広告活用による自殺予防相談窓口広報業務
- 2 委託料 ¥1,887,050-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥171,550)
- 3 契約保証金 北九州市契約規則第25条第7項第3号の規定により免除する。
- 4 契約期間 令和3年11月18日から
令和4年3月31日まで
- 5 業務履行場所(対象) 北九州市の指定する場所

上記の委託業務について、北九州市を発注者とし、受託者を受注者として、次の条項により委託契約を締結する。

この契約書は、2通作成し、発注者、受注者各1通保有するものとし、この契約は、次のとおり各自それぞれ記名押印したときに確定する。

令和3年11月18日

発注者 北九州市 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市長 北橋健治



印

受注者

住所
商号又は名称
代表者

〒802-0974 北九州市小倉南区徳力4丁目19-1F
合同会社 PILEWORKS
代表社員 田原史啓

(総則)

第1条 発注者は、受注者に対して、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を別紙「インターネット広告活用による自殺予防相談窓口広報業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料をもって委託し、受注者はこれを受託する。

2. この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

3. この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4. この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5. この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6. この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7. この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(処理の方法)

第2条 受注者は、別添の仕様書及び発注者の指示監督に基づいて、委託業務を実施しなければならない。

2. 受注者は、仕様書に定めのない事項については、発注者と協議して実施するものとする。

(委託料の支払い)

第3条 受注者は、発注者により委託業務の履行を完了した確認を受けた後に、発注者の指定する方法により、発注者に頭書の委託料を請求するものとする。

2. 発注者は、受注者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

3. 発注者の責に帰すべき理由により委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約保証金の還付)

第4条 発注者は、受注者の委託業務の履行を担保する必要がなくなったときは、受注者に契約保証金を還付する。ただし、契約保証金には利子を付さないものとする。

(業務計画書等の提出)

第5条 受注者は、委託業務の実施に当たり、あらかじめ業務対象（内容）を調査の上、業務計画書等を作成し、発注者に提出してその承認を受けなければならない。

2. 発注者は、前項の受注者から提出された業務計画書等の内容に不適当な箇所があると認めるときは、受注者に指示して、当該箇所の変更又は修正をさせることができる。

(報告義務等)

第6条 受注者は、仕様書の定めるところにより、業務報告書を作成して発注者に提出し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。

2. 受注者は、委託業務の実施に当たって事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに発注者に通知するとともに、事故に対し十分の措置を講じなければならない。

3. 受注者は、仕様書に定める方法以外の方法で委託業務を処理する必要が生じたとき、又は委託業務に付随して実施する必要のある業務が生じたときは、発注者に、直ちにその旨を報告し、発注者と協議して業務を実施するものとする。

(調査等)

第7条 発注者は、受注者の委託業務の実施状況について随時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

(再実施の請求等)

第8条 発注者は、受注者の実施した委託業務が仕様書に定めるところに適合しないときは、受注者にこれに適合させることを請求し、受注者は、再実施による履行の追完をしなければならない。

(従事者の配置等)

第9条 この委託業務に従事する受注者の職員（以下「従事者等」という。）については、仕様書に定めるところにより、事前に必要書類を提出しなければならない。

2 受注者は、やむを得ない理由により従事者等の異動又は交替を行う場合は、事前に発注者に通知しなければならない。

(従事者等の指導・監督等)

第10条 受注者は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等労働関係法令を遵守するものとし、従事者等に関する指導監督及び人事管理又は労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

2 受注者は、委託業務を完全に履行するため、業務責任者を定め、委託業務の遂行に当たっての指導監督をさせなければならない。

(契約の変更等)

第11条 発注者は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 第1項の規定により契約内容を変更する場合において、委託料が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の金額を変更するものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第12条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、委託料その他の契約内容を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による契約内容の変更の場合に準用する。

(再委託等の制限)

第13条 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託等の報告)

第13条の2 受注者が、受託した業務の軽微な部分の再委託を行う場合には、前条に定める承認を省略することができる。ただし、発注者が必要と認める場合には、相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

(1) 委託業務の実施が著しく不相当若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(2) 発注者に対し、不法行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行ったとき。

(3) 市の登録業者として不相当と認められる行為があったとき。

(4) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。

(5) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、そのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(6) 第17条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。

(7) 第26条又は第29条の規定に反する行為を行ったことを発注者が認めたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。